

# 川崎市税制の課題

川崎市議会  
大都市税財政制度調査特別委員会

2017年9月25日(月)

専修大学教授 原田博夫

# 租税原則と、地方税制の沿革

- **租税原則：公平、中立、簡素** ← 加藤寛監修(政府税制調査会)『わが国税制の現状と課題-21世紀に向けた国民の参加と選択-』大蔵財務協会、2000年9月。
- **地方税の原則：普遍性、安定性、伸張性・伸縮性、負担分任、応益性** ← 自治省税務局編『地方税制の現状とその運営の実態』地方財務協会、1997年9月。
- 明治8年(1875) 太政官布告140号「租税賦金ヲ国税、府県税ノ二款二分ツ」・・・  
国税・府県税の分別
- 明治11年(1878) 太政官布告19号「地方税規則」・・・府県会規則、郡区町村編成法と共に新三法、府県税体系の法制化
- **明治21年(1888)** 法律1号「**市制町村制**」制定・・・市町村税体系の法制化
- 大正15年(1926) 法律24号「地方税ニ関スル法律」・・・経済社会の進展に即応する地方税の整理
- **昭和15年(1940)** 法律60号「地方税法」制定・・・地方税の準戦時体制化(**地方税附加税化**)
- 昭和22年(1947) 法律32号「地方税法」改正・・・新憲法・地方自治法に対応して地方税制の自主化(国税附加税制度の廃止)
- 昭和23年(1948) 法律110号新「地方税法」制定・・・地方税源の拡張
- **昭和25年(1950)** 法律226号「地方税法」制定・・・**シャウプ勧告**に基づく地方自主財源強化のための地方税制の確立

# (地方)税制の仕組み

- 経済状況(GDP) × 税制 ⇒ 税収
- 経済状況(GDP): 経済活動(主体<個人、法人>、行為<生産、支出(消費)、流通、取引>) × 活動状況(活動水準・稼働率)
- 税制(課税技術): 税目(法定税、法定外税)、課税標準(所得、消費、資産) × 税率(標準税率<下限>~制限税率<上限>)⇒超過課税、課税免除・不均一課税)
- 税政(政治的側面): 判断・決定・施行 ← 民意・選挙
- 川崎市の地域経済・地域社会の特性 : 住民動向・経済活動の両面で、臨海部(川崎区・幸区)・中原区・多摩地区(高津区・宮前区・多摩区・麻生区)はコントラストだが、**税制としては、区別はされていない。**

# 市町村税制の特徴

- 道府県税：道府県民税（個人分＜均等割・所得割＞・法人分＜均等割・法人税割＞・利子割・配当割・株式譲渡所得割）、事業税（法人分＜付加価値割・資本割・所得割・収入割＞・個人分）、地方消費税（譲渡割・貨物割）、自動車税、軽油引取税、不動産取得税、道府県たばこ税、自動車取得税、その他（法定外普通税、道府県固定資産税など）。
- 市町村税：市町村民税（個人分＜均等割・所得割＞・法人分＜均等割・法人税割＞）、固定資産税（土地・家屋・償却資産・交付金）、都市計画税（土地・家屋）、市町村たばこ税、その他（事業所税、軽自動車税、入湯税など）。
- 道府県税の近年の増加傾向は、**法人事業税の好調と、地方消費税の（税率アップによる）増収が影響している。**
- 市町村税の伸びが停滞しているのは、**大宗を占める市町村民税（個人分）と固定資産税が横ばい傾向だから。**

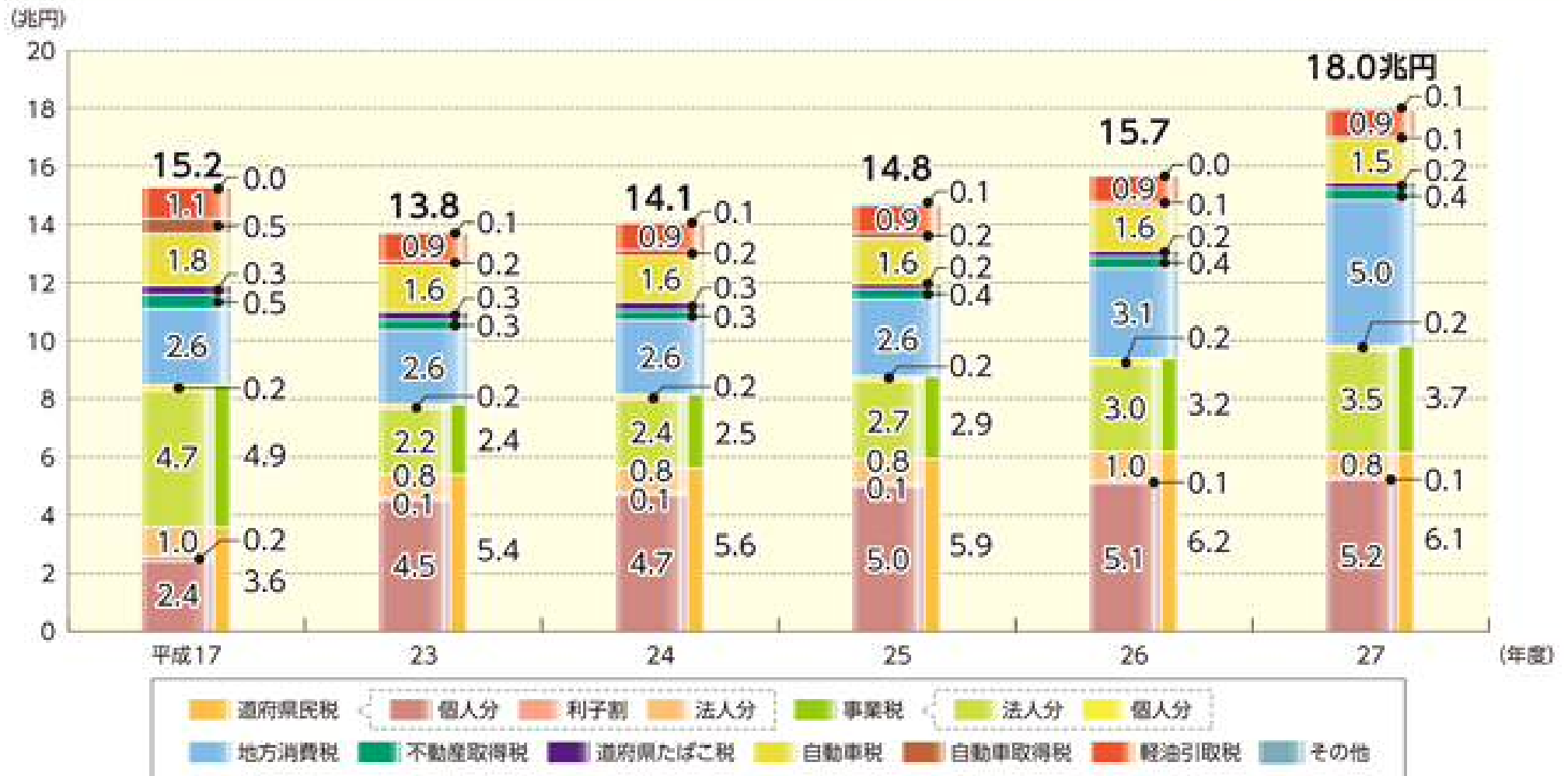
## 道府県税の税収の構成 (平成27年度決算)



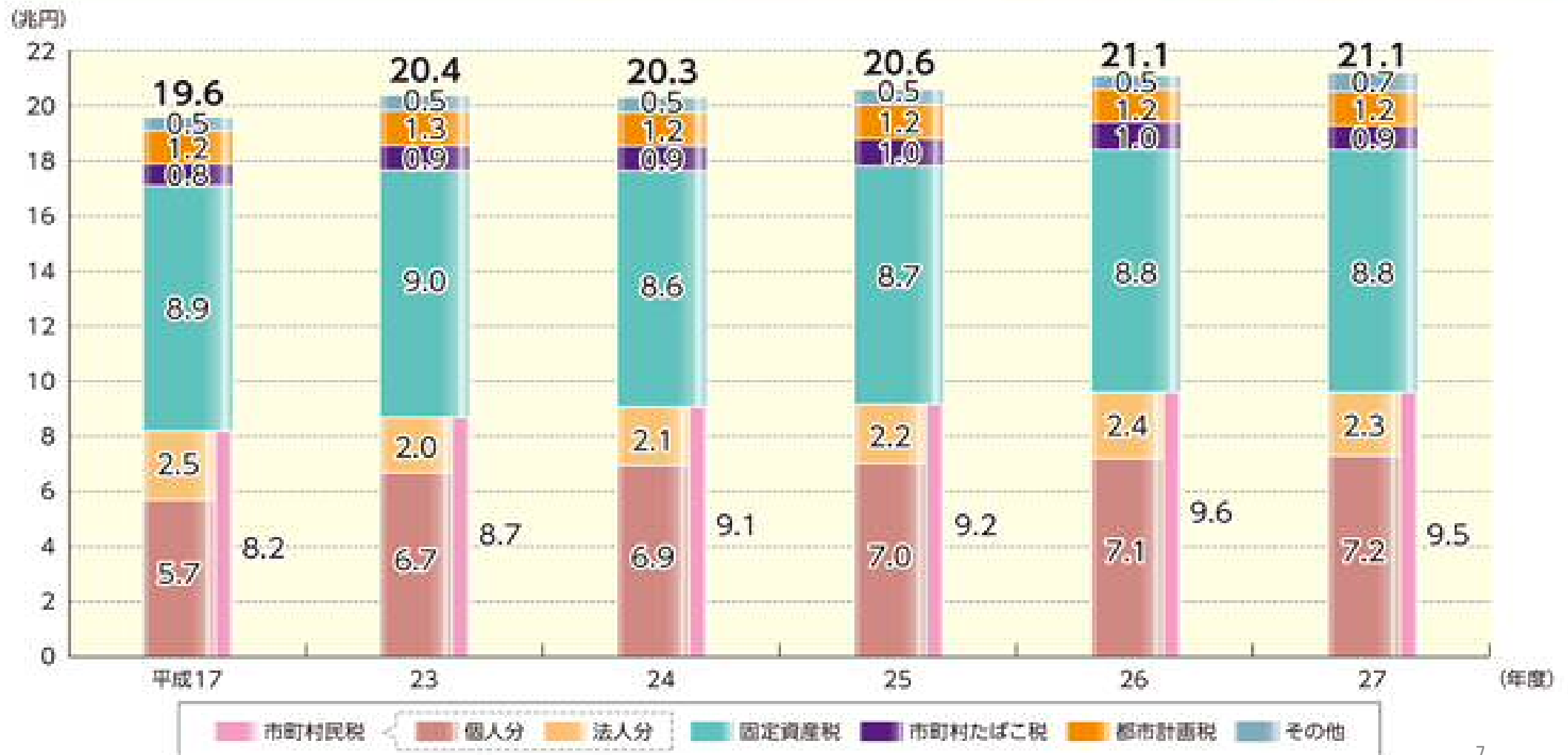
## 市町村税の税収の構成 (平成27年度決算)



# 道府県税収入額の推移



# 市町村税収入額の推移



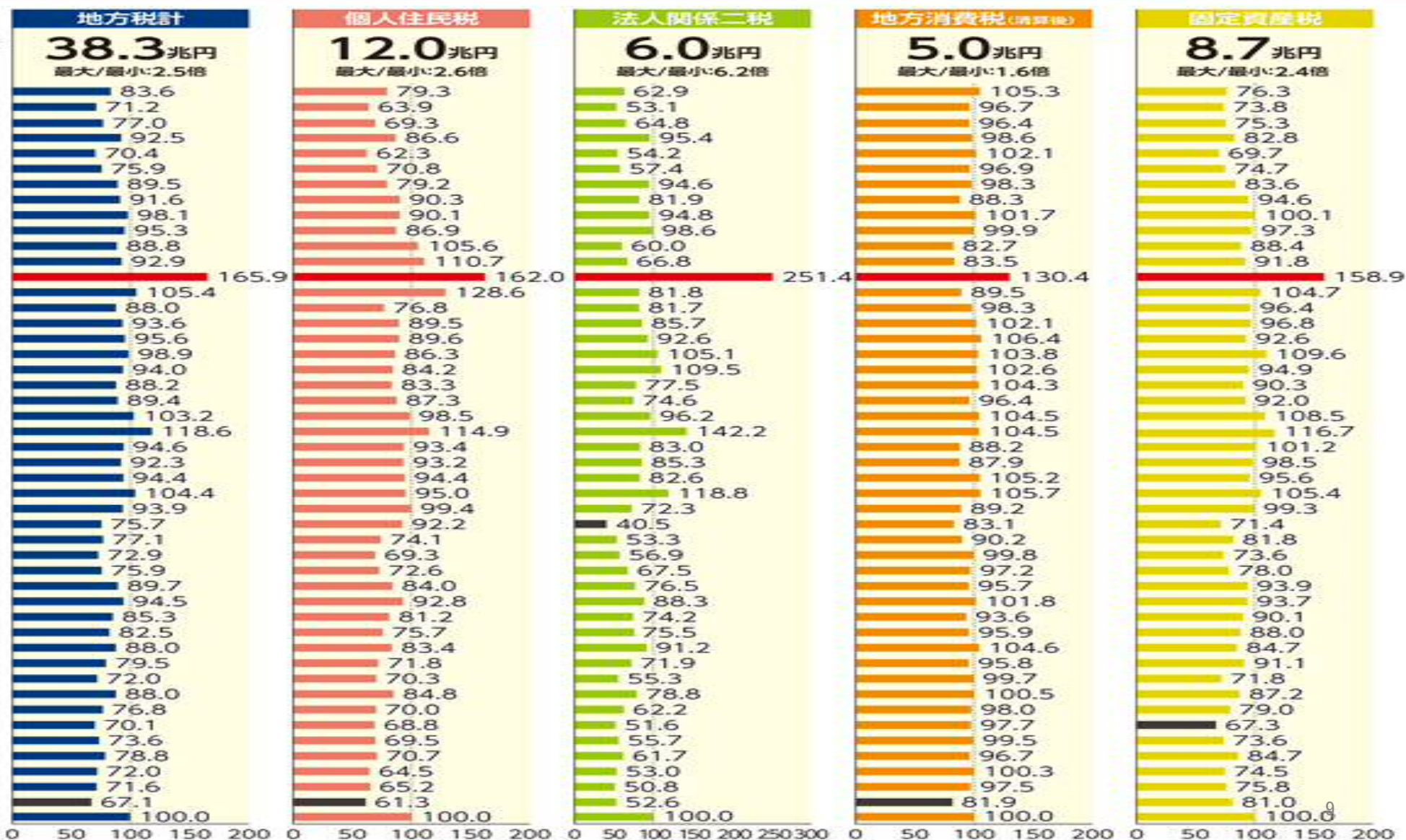
# 地方税収の都市圏vs地方圏

- 地方税収(道府県税・市町村税)の人口一人当たり税収額を、47都道府県で比較してみる(平成27年度決算、全国値100)。
- 地方税計38.3兆円では、最大(東京都)／最小(沖縄県)＝2.5倍。
- この比率が最大の税は、法人関係二税6.0兆円で最大(東京都)／最小(奈良県)＝6.2倍。
- 次いで、個人住民税12.0兆円で、最大(東京都)／最小(沖縄県)＝2.6倍。
- 以下、固定資産税8.7兆円は、最大(東京都)／最小(長崎県)＝2.4倍。
- この比率が最小なのは、地方消費税5.0兆円で、最大(東京都)／最小(沖縄県)＝1.6倍。
- 神奈川県は、地方税計では105.4で、個人住民税128.6、固定資産税104.7は全国値を上回っているが、地方消費税89.5、法人関係二税81.8は全国値を下回っている。



# 地方税収の人口1人当たり税収額の指数 (全国平均を100とした場合)

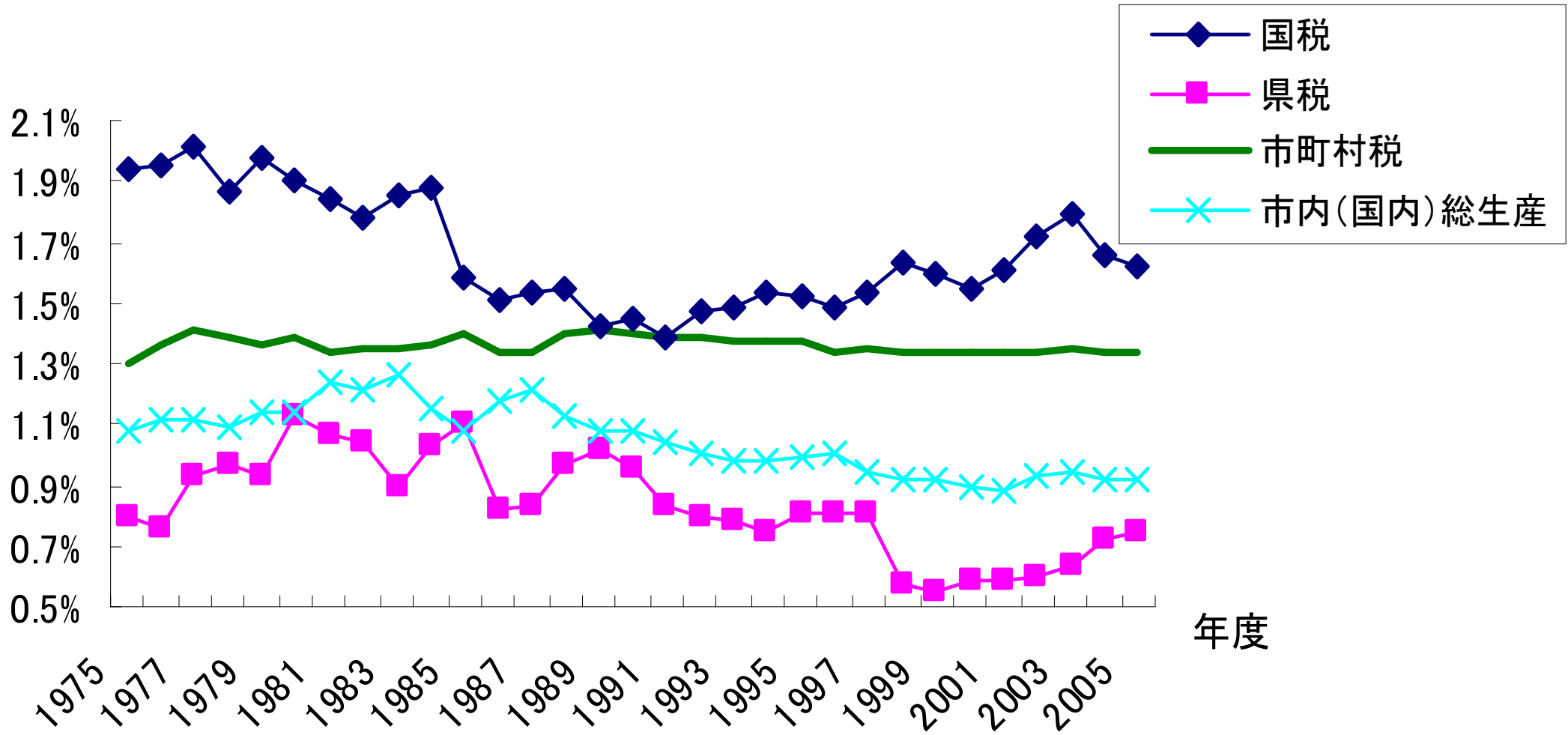
平成27年度  
決算額



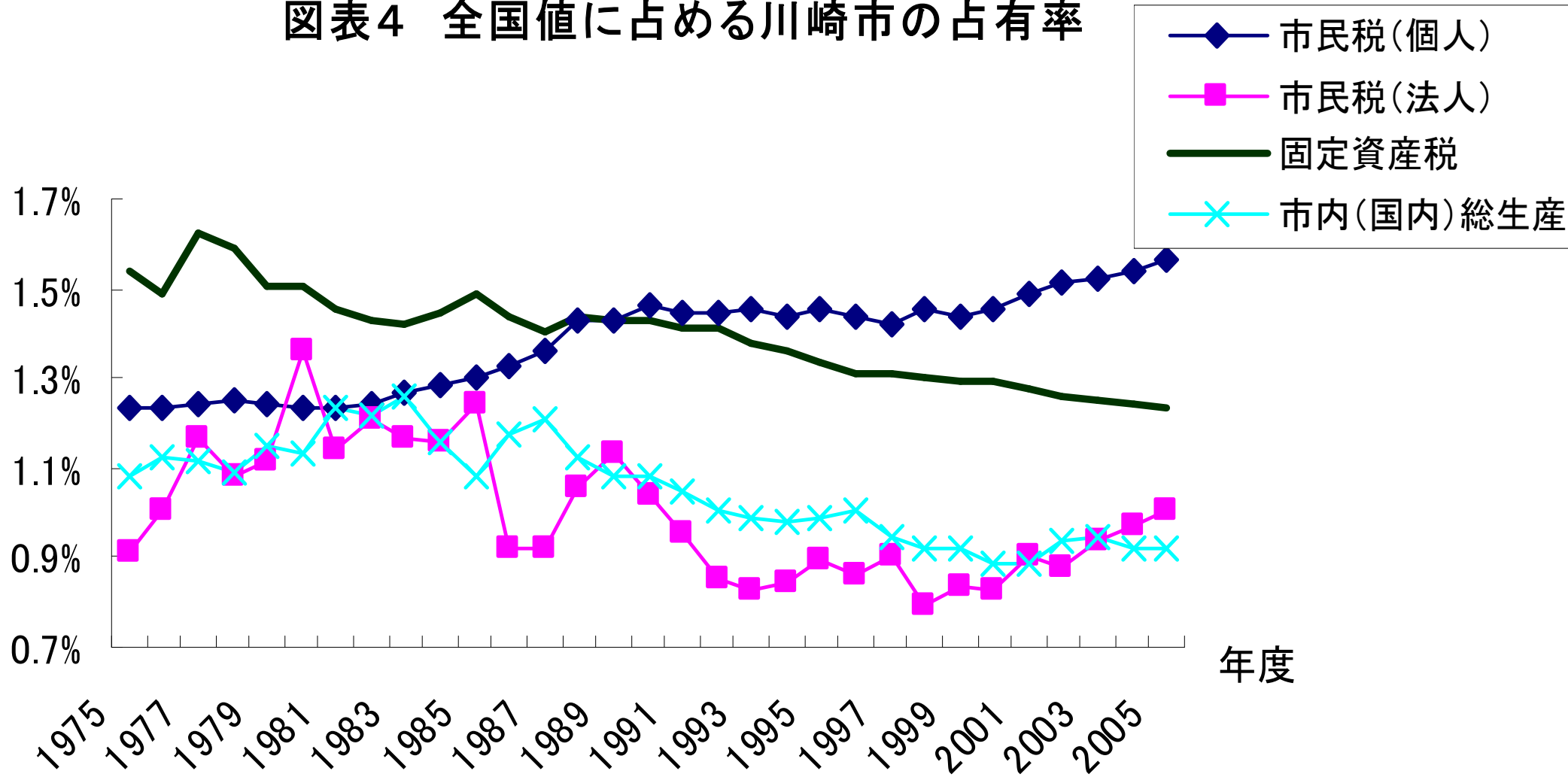
# 川崎市の税収構造

- スライド11「全国値に占める川崎市の占有率」・・・市内総生産は1%程度で、市町村税はそれより高めの1.3%程度。← 産業都市・川崎は意外に、市内総生産の占有率が低い。
- スライド12「全国値に占める川崎市の占有率」・・・市民税(法人)は市内総生産とほぼ同じ動き。固定資産税のウェイトが逡減している一方で、市民税(個人)のウェイトが逡増。← 住宅都市化の現れ。
- スライド13「市民税(個人)の租税負担率」・・・川崎市は全国値より常に高い。しかもその乖離幅は、0.2%から0.4%ポイントへと拡大している。← 川崎には高所得者が増えている。
- スライド14「国内(市内)総生産に対する市民税(法人)の割合」・・・全国値と川崎市のレベルも動きもほぼ同じ。← 日本の産業構造・動向が反映している。
- スライド15「市町村税の3年平均伸び率」・・・全国値と川崎市のレベルも動きもほぼ同じ。← 上記と同じ。
- スライド16「国内(市内)総生産の3年平均伸び率」・・・川崎市は全国よりも動きが(特に減少方向への)激しい。← 川崎市に立地している産業・事業所は、日本経済の景気変動の影響をそれだけ大きく受けている。

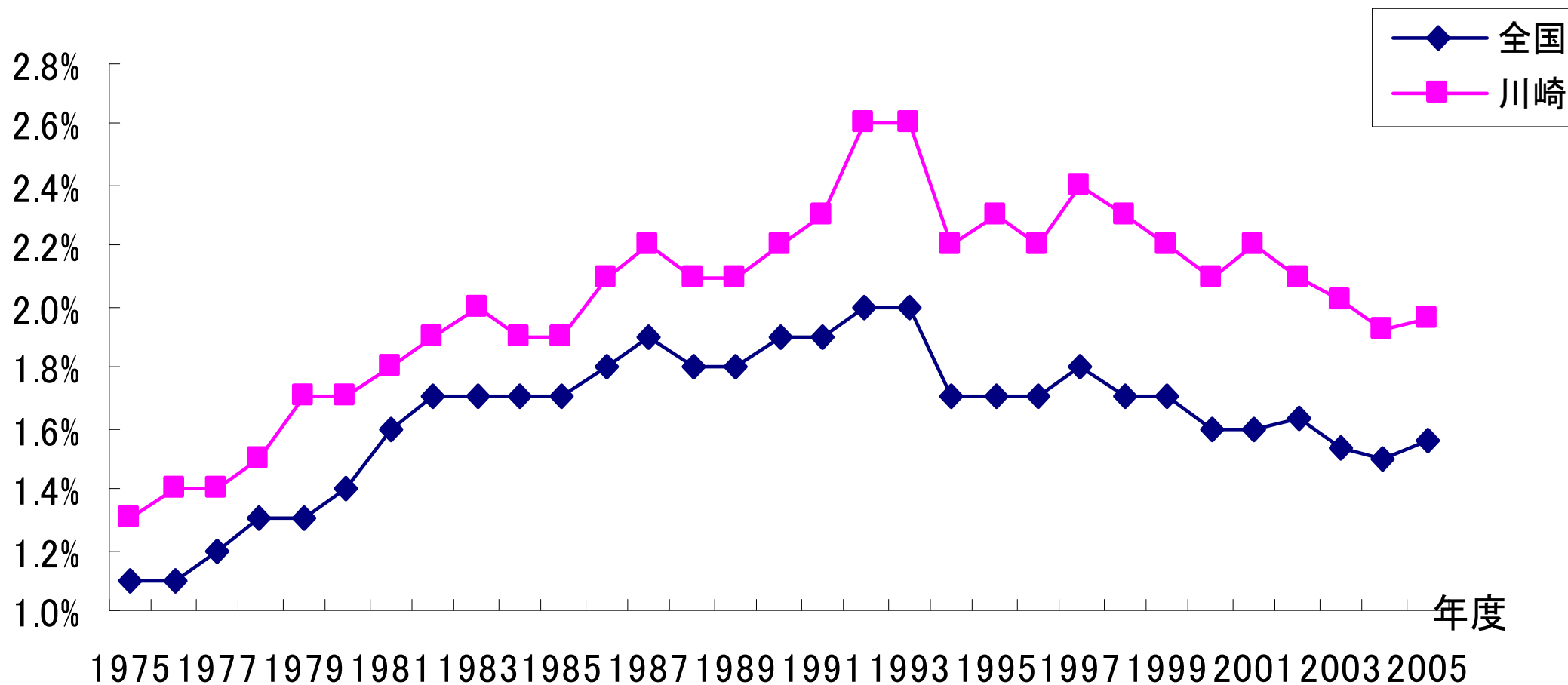
図表1 全国値に占める川崎市の占有率



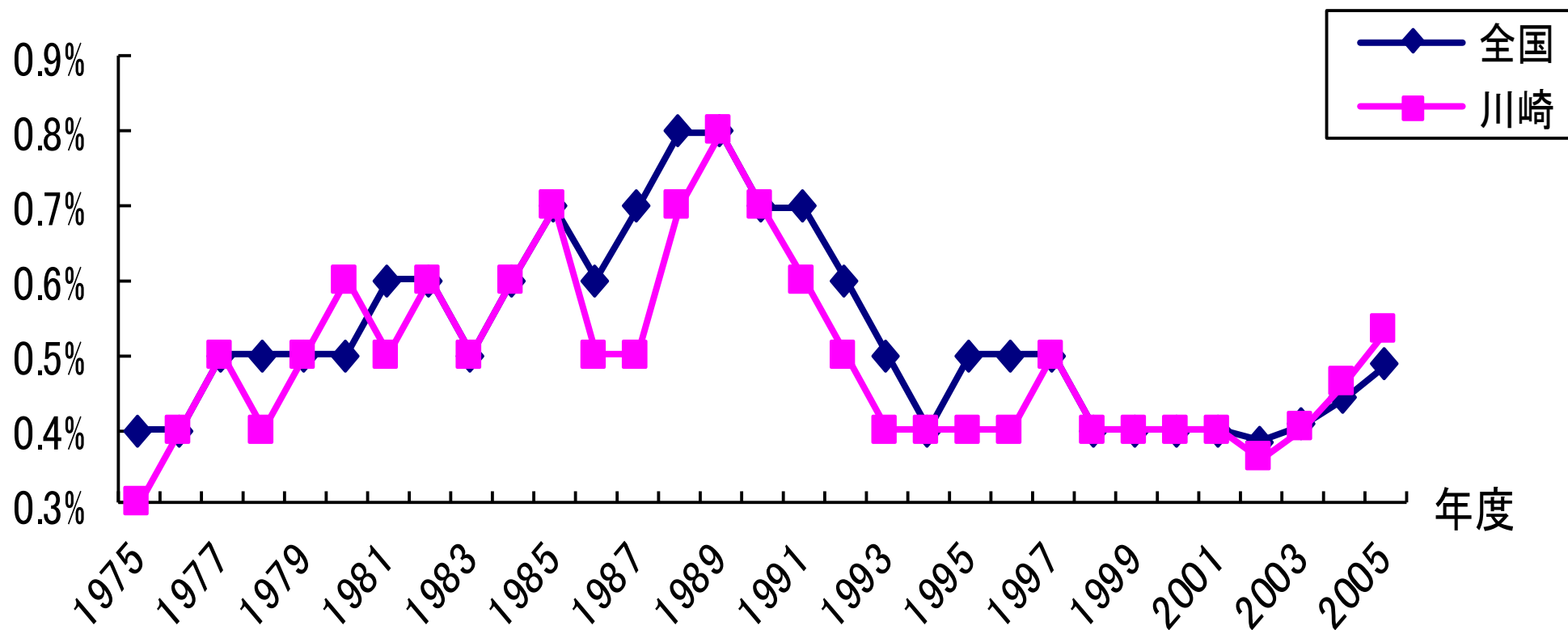
図表4 全国値に占める川崎市の占有率



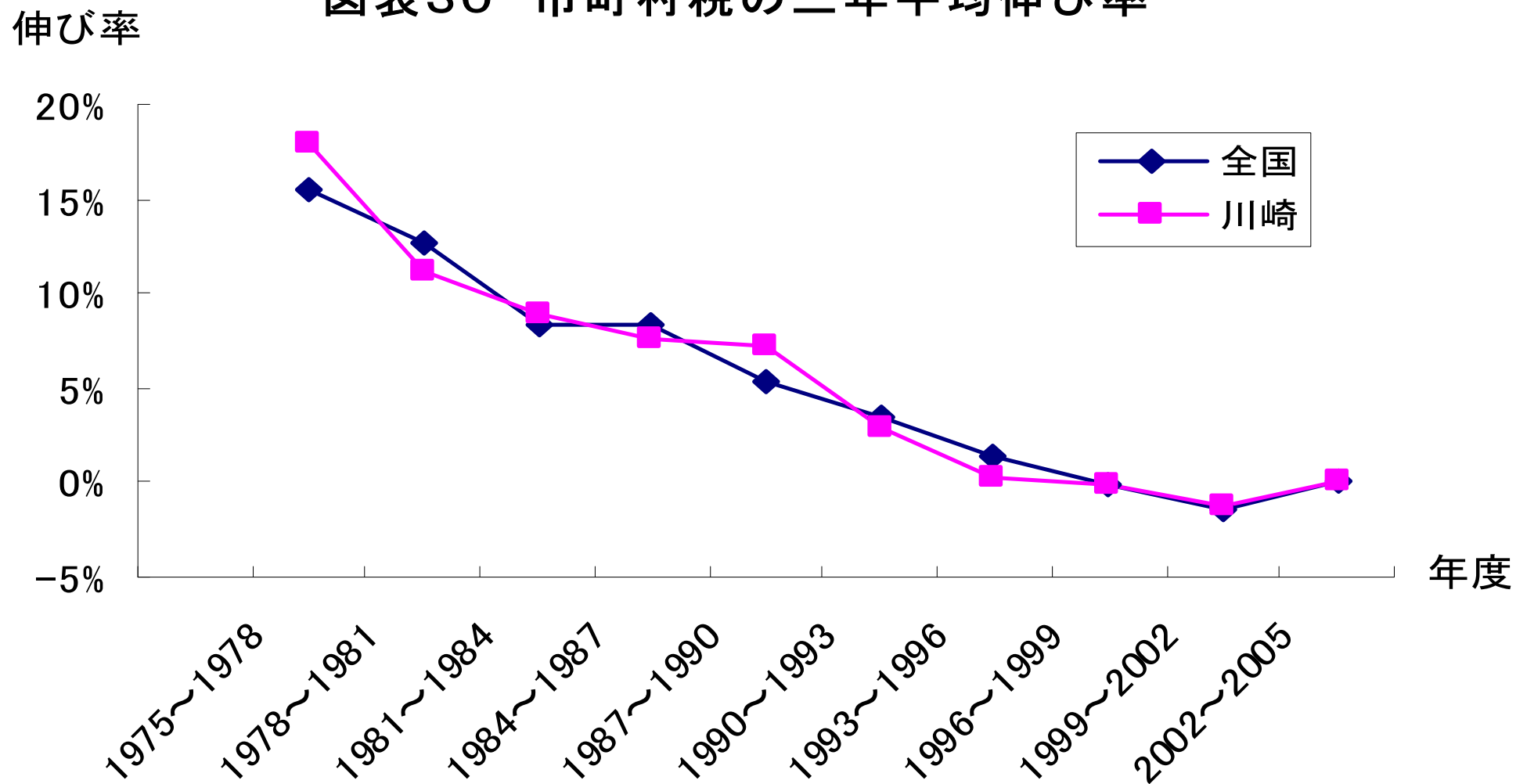
図表14 国民(市民)所得に対する市町村民税(個人)の租税負担率



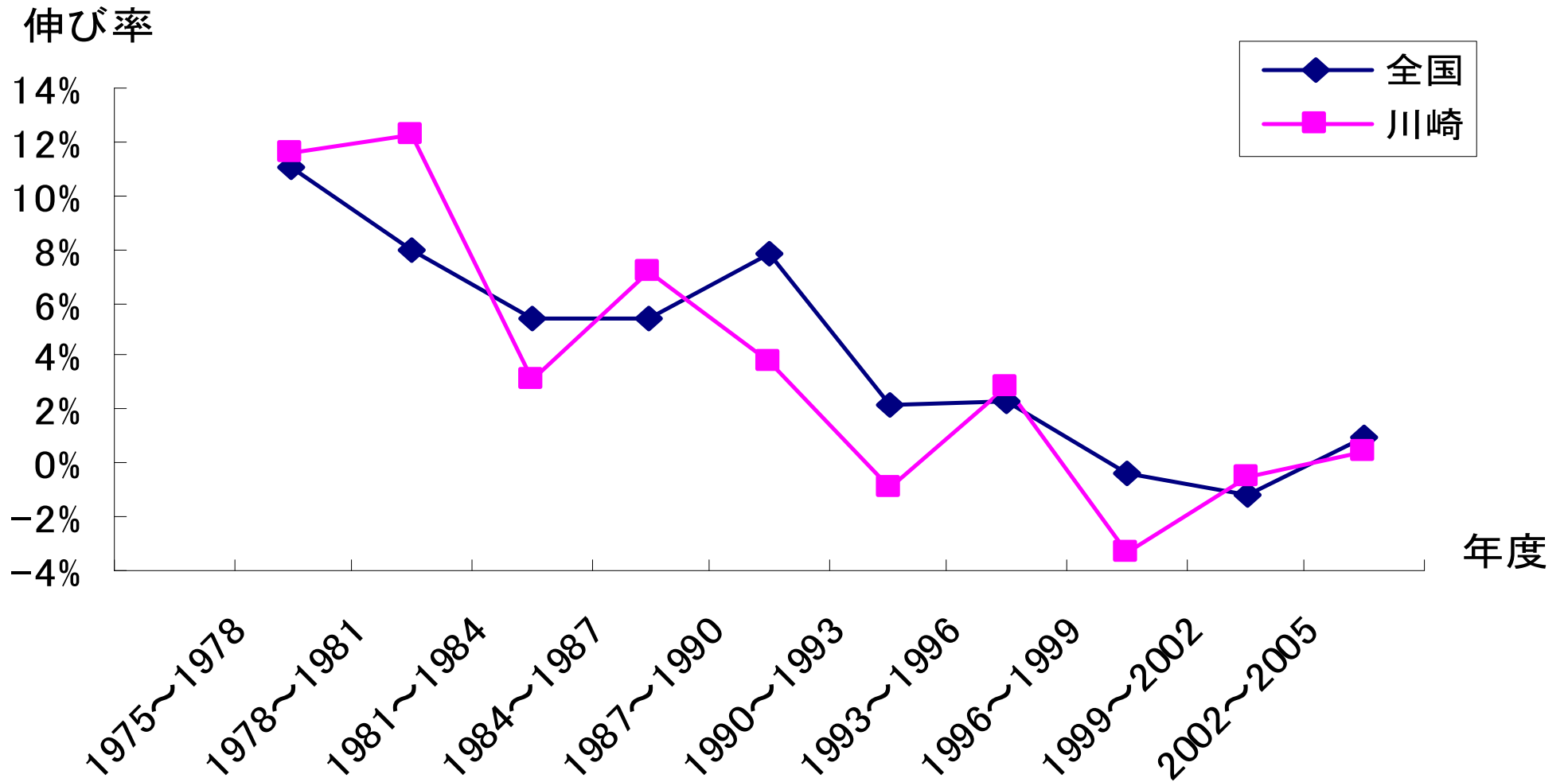
図表17 国内(市内)総生産に対する市町村民税(法人)の割合



図表30 市町村税の三年平均伸び率



図表31 国内(市内)総生産の三年平均伸び率

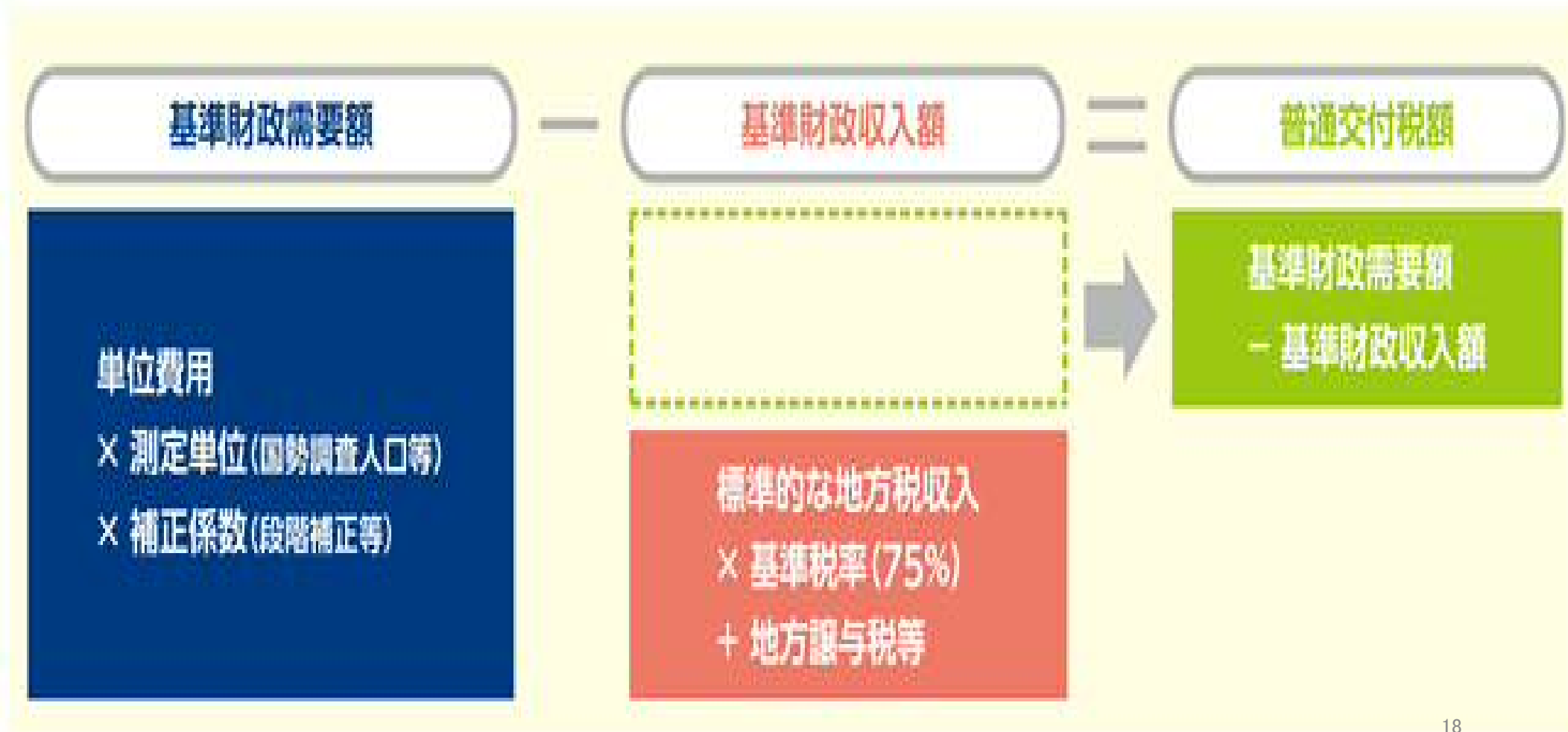




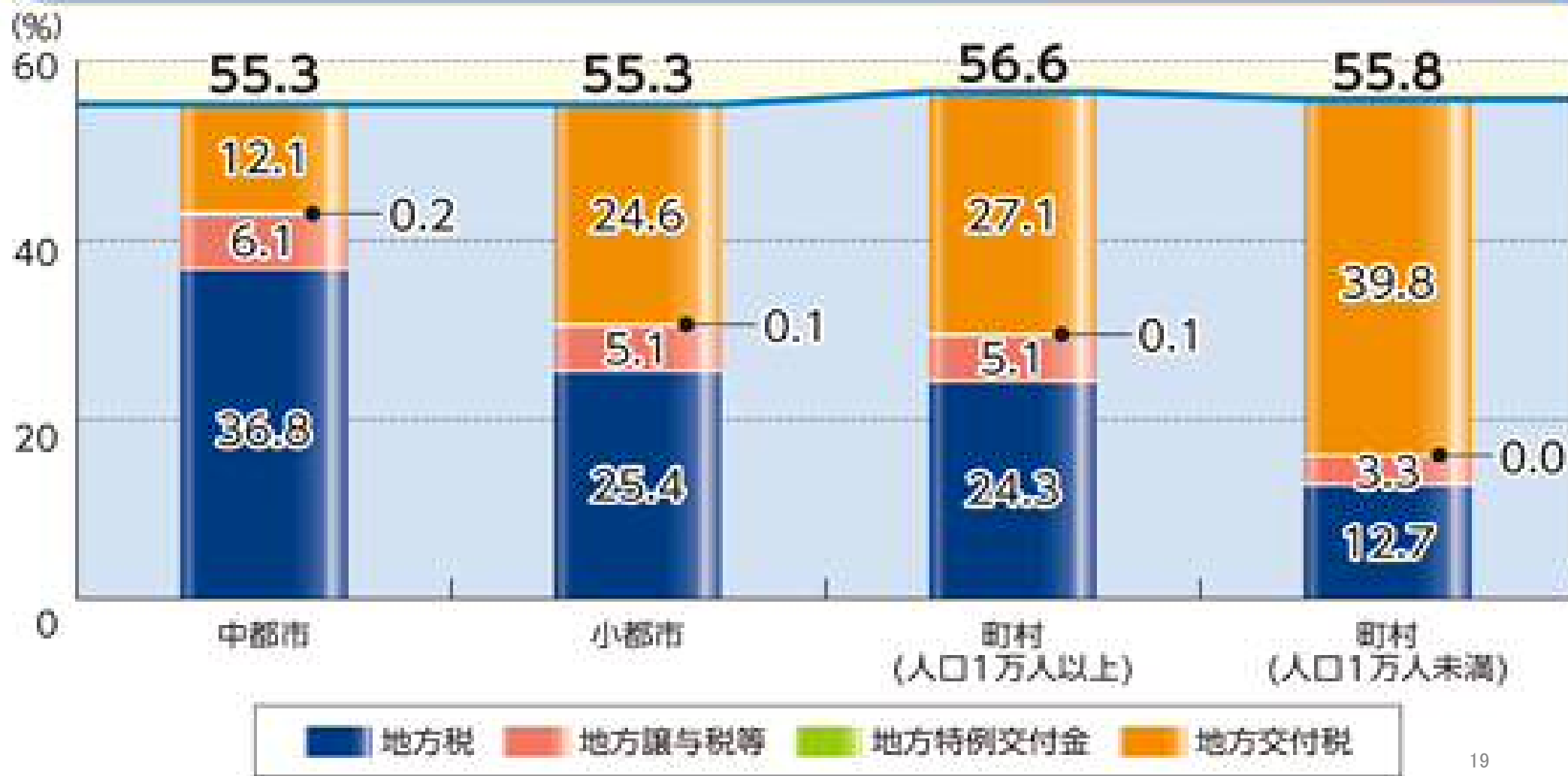
# 地方税と地方交付税は、制度設計上・構造的にトレードオフ

- わが国の地方財政制度では、全国的に地方行財政水準・内容を揃えるため(財政調整)、国(中央政府)からの財源保障が大規模・精緻に行われている。その中核が、昭和24年(1949)のシャウプ勧告に基づく地方財政平衡交付金制度と、その後継の地方交付税制度(昭和29年度(1954)創設)である。
- 交付対象は全国の地方公共団体だが、東京都は制度発足以来不交付団体。
- 川崎市も、不交付団体のことが多い。このことは、地方交付税制度の観点では、川崎市は財政的にゆとりのある団体とみなされていることを意味する。 ← 財政力指数が、恒常的に1前後。

# 各地方公共団体の地方（普通）交付税の算定方式



# 市町村の歳入総額に占める一般財源の割合



# 主要な財政指標で見ると

- **財政力指数** = 「基準財政収入額／基準財政需要額」の過去3カ年平均値・・・財源の余裕度
- **経常収支比率** = 「経常経費(人件費、扶助費、公債費等)に充当した一般財源等」／「経常一般財源等(地方税＋普通交付税等)＋減収補填特例分＋臨時財政対策債」× 100・・・財政構造の弾力性
- **実質公債費比率** = 「一般会計等が負担する元利償還金＋準元利償還金」／標準財政規模の、過去3カ年平均値・・・資金繰りの程度
- **将来負担比率** = 一般会計等が将来負担すべき実質的な負債／標準財政規模・・・将来財政を圧迫する可能性の度合い
- **ラスパイレス指数** = 一般行政職の職員構成(学歴別・経験年数別構成)が国と同一であると仮定して算出。
- **標準財政規模** = 標準税収入額等＋普通交付税＋臨時財政対策債。
- **川崎市は財政面では、全般的には優等生である。**

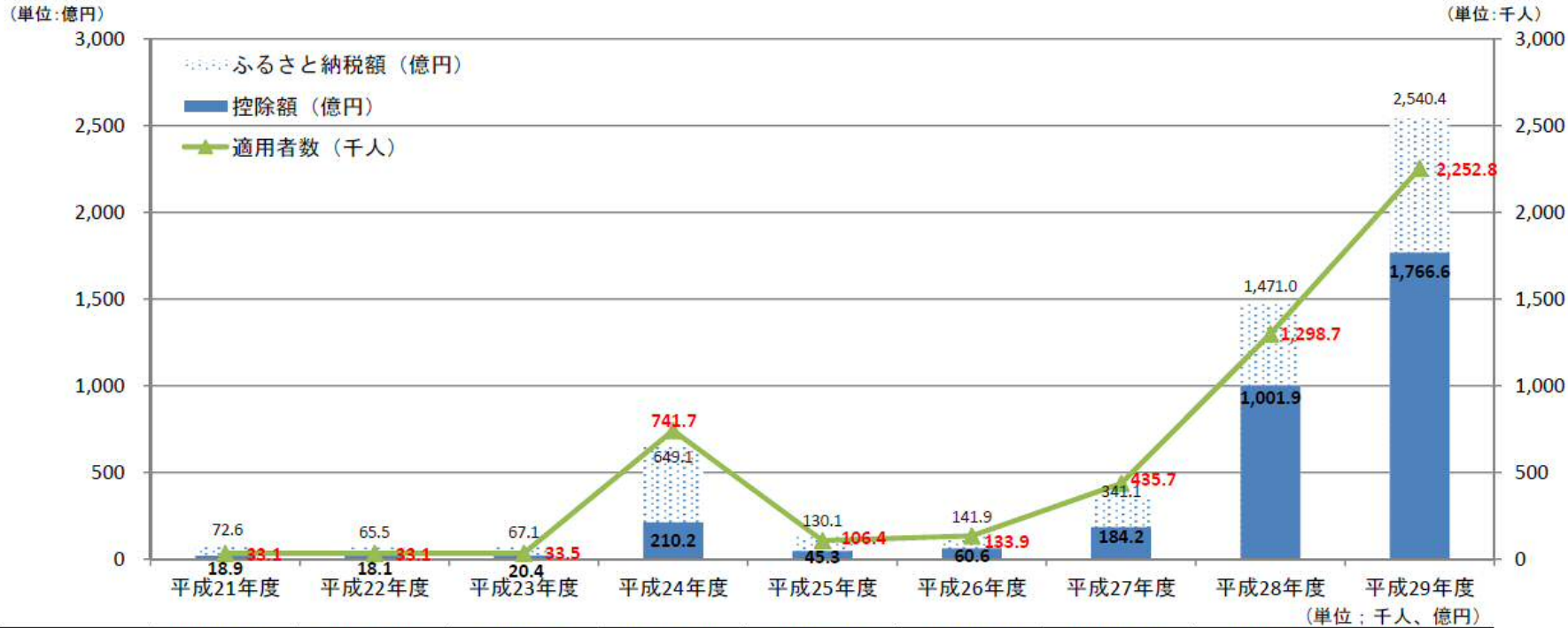
政令指定都市の主要財政指標（平成27年度決算）

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	ラスパイレス指数
北海道	札幌市	0.72	91.6	4.9	61.8	100.2
宮城県	仙台市	0.89	96.2	9.8	122.8	102.1
埼玉県	さいたま市	0.98	95.6	5.0	9.7	102.8
千葉県	千葉市	0.95	95.7	18.0	208.7	101.7
神奈川県	横浜市	0.97	95.2	17.0	175.6	103.4
神奈川県	川崎市	1.00	97.7	7.5	117.4	103.8
神奈川県	相模原市	0.93	98.0	3.2	37.9	100.1
新潟県	新潟市	0.75	94.0	11.0	138.9	99.1
静岡県	静岡市	0.91	91.3	8.5	59.5	103.3
静岡県	浜松市	0.89	90.3	9.1	-	98.1
愛知県	名古屋市	0.99	97.5	12.7	147.4	103.5
京都府	京都市	0.79	99.0	15.2	229.6	102.5
大阪府	大阪市	0.92	97.6	9.2	117.1	97.2
大阪府	堺市	0.84	96.9	5.5	15.6	99.4
兵庫県	神戸市	0.79	95.9	7.9	80.2	101.6
岡山県	岡山市	0.79	87.5	9.5	27.7	101.2
広島県	広島市	0.83	97.4	15.0	223.9	100.3
福岡県	北九州市	0.72	95.7	12.6	188.3	103.4
福岡県	福岡市	0.88	92.5	12.4	162.4	102.9
熊本県	熊本市	0.71	90.9	9.6	125.5	100.0
政令指定都市	平均	0.86	95.4	10.9	124.2	101.2
全国市町村	平均	0.50	90.0	7.4	38.9	-

# 個別課題(1): ふるさと納税

- 平成20年度(2008)税制改正で、寄附金税制の一つとして導入。
- 当初はあまり普及していなかったが、平成23年(2011)3月の東日本大震災を契機に、被災者・被災地に対する気持ちと善意を送り届けたいという関心・意欲が高まり、件数・適用者・納税額が急増した(概ね、10倍)。
- しかし、こうした盛り上がった気持ちは急速に低下し、翌年以降の「ふるさと納税」は以前・当初の2倍の水準で推移した。
- ところが、(本来はあり得ない)返礼品(地元の名産品など)で「ふるさと納税」を勧誘する地方自治体や、それにチャレンジする人が平成28年(2016)以降急増。
- 平成28年度(2016)からは、ふるさと納税ワンストップ特例制度も導入されたため、利用者はさらにうなぎ上りとなったが、その結果、各種の弊害も出ている。
- 総務省は、返礼品の割合を納税額の30%程度に抑えるよう、通知した(平成29年(2017)4月)。
- また、平成28年(2016)にふるさと納税した人の個人住民税の控除額(17年度分)は前年比76%増の1,766億円になった。納税額は総額では2,252億円だったものの、自治体によっては、寄附金受入額よりも控除額が大きい「流出超」になり、全体の4分の1を超える462自治体におよぶ。
- 川崎市の「流出超」は23.5億円に上り、「流出超」の多い自治体としては全国第6位である。隣接の横浜市は第1位で55.5億円、東京都世田谷区は第3位で30.7億円である。したがって、東京南西部のこのエリアの住民の意識と行動の一端がうかがえる。

- ふるさと納税に係る控除額等の推移は、下記のとおり。
- 平成29年度課税における控除額は、約1,767億円(対前年度比約1.8倍)、適用者数約225万人(同:約1.7倍)。



	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
ふるさと納税額	72.6	65.5	67.1	649.1	130.1	141.9	341.1	1,471.0 (242.2)	2,540.4 (470.5)
控除額	18.9	18.1	20.4	210.2	45.3	60.6	184.2	1,001.9 (229.6)	1,766.6 (449.3)
適用者数	33.1	33.1	33.5	741.7	106.4	133.9	435.7	1,298.7 (418.8)	2,252.8 (771.8)

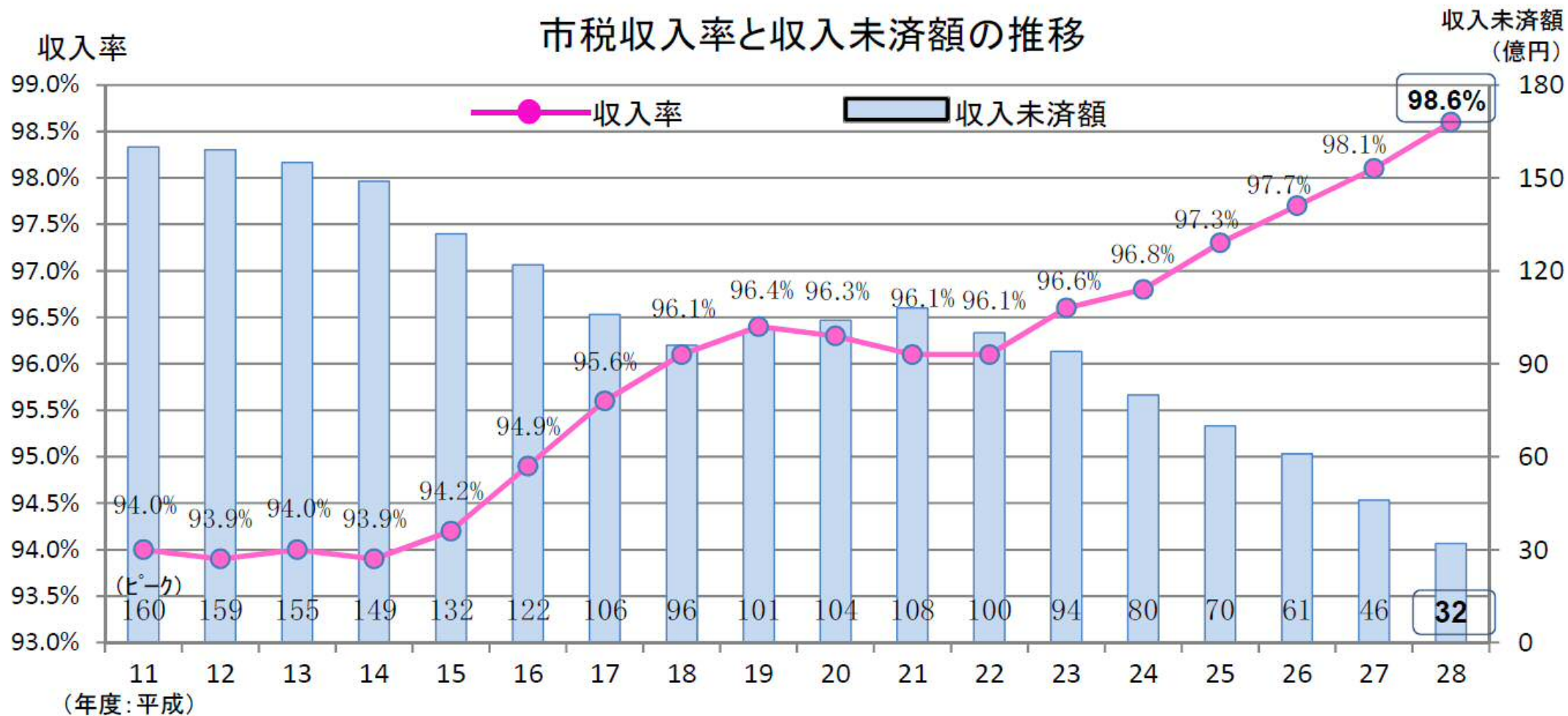
※ 各年度の計数は、前年中(例えば、平成29年度については、平成28年1月1日～12月31日の間)のふるさと納税に係る各年度における控除の適用状況。  
 ※ 平成21年度から平成28年度までにおけるふるさと納税額、控除額及び適用者数は、「各年度の市町村税課税状況等の調」をもとに算出した計数。  
 ※ 「平成28年度」及び「平成29年度」の欄のうち、( )内の数値は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用実績。

## 個別課題(2): 滞納への取組

- 現在の日本では、地方交付税や国庫支出金制度によって、国からの財源措置が期待できるとはいえ、地方自治体にとって徴税努力は大事である。しかも、それをいかに効率よく進めるか、という観点も大事である。
- 市税収入率の向上は、全国の自治体で近年、かなり本格的に取り組まれている。
- また、市税以外の滞納債権(国民健康保険料、住宅使用料、介護保険料、保育所運営費負担金など)の収納も、施策の公平性を確保する観点から、重要である。
- 川崎市では、平成28年度市税決算見込みでの市税収入率は98.6%で、不断の努力で37年ぶりの水準を達成した。債権対策としては、平成20年4月に滞納債権対策室を設置し、平成26年3月には川崎市債権管理条例を制定した成果が出て、収入未済額は142億円まで縮減した。



# 川崎市財政局税務部税制課(平成29年(2017)7月27日、新聞発表)



## 個別課題(3): 超過課税・不均一課税、法定外税

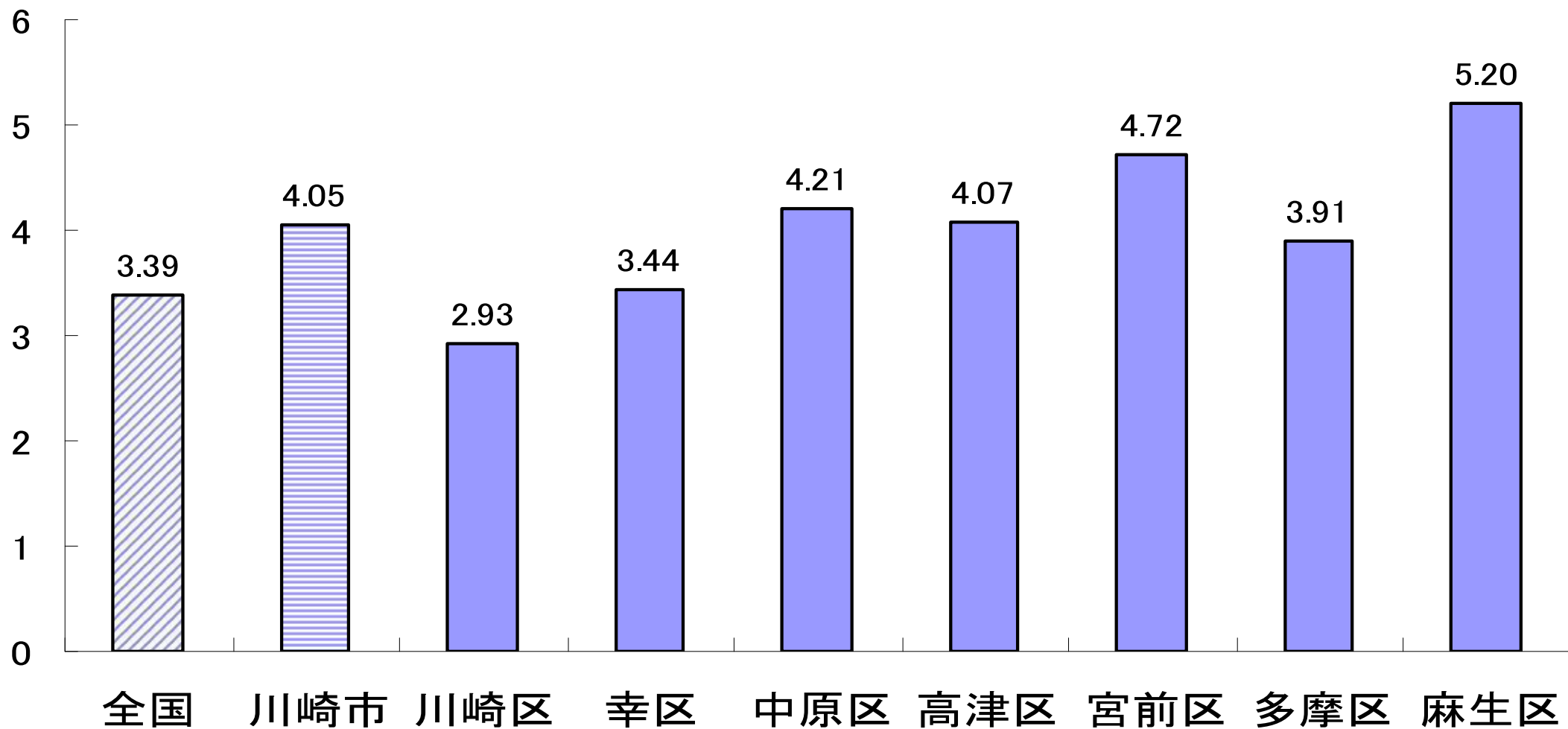
- 川崎市の超過課税は、法人住民税(法人税割)で実施。平成26年(2014)10月1日以降に開始する事業年度の税率は、資本金5億円以下の法人9.7%(標準税率)だが、5億円以上の法人10.9%、10億円以上の法人12.1%。したがって、平成27年度の超過課税は21.0億円(川崎市財政局『市税概要(平成28年度版)』p.38より算定)。
- 全国(市町村)の超過課税は(平成27年度決算)、法人住民税(法人税割)では997団体で実施、税収額は2,701.3億円。これは、市町村税全体の超過課税3,214.7億円の84%に及ぶ。
- 川崎市では、法定外税は、実施していない。
- 全国の実施状況は(平成27年度決算)、法定外普通税(都道府県13件・397億円、市町村6件・18億円)、法定外目的税(都道府県30件・89億円、市町村8件・13億円)で、合計38件・102億円にとどまる。
- 提案：近隣自治体(たとえば横浜市)と協同・連携して、港湾・上下水道・工業用水道の整備・更新経費のための法定外目的税を法人向けに導入する、といった取り組みは考えられないか。

## 個別課題(4):川崎市民(7区)の特徴

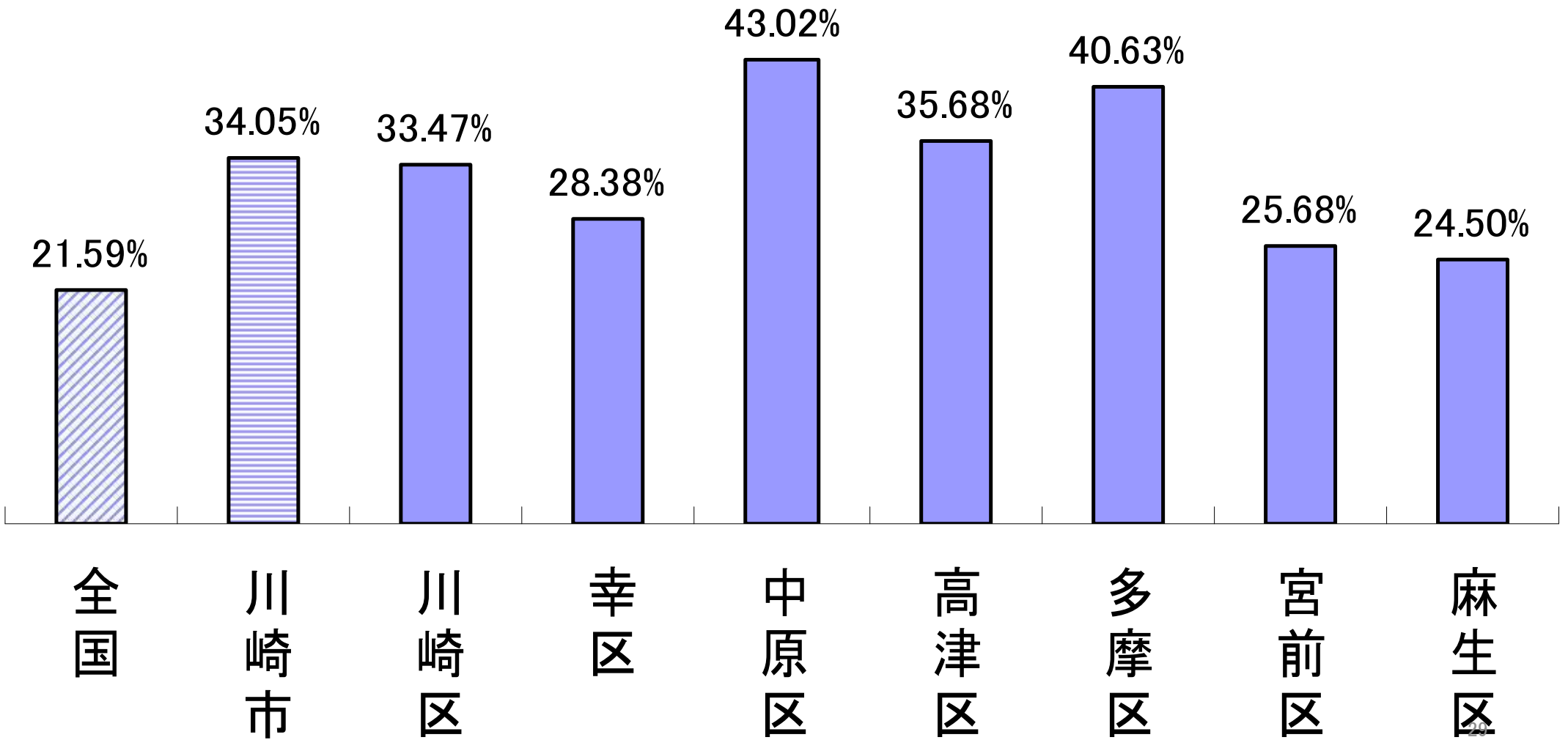
- 総務省統計局『統計でみる市区町村のすがた2008』、川崎市『市税概要(平成19年度版)』を基にした原田・阿部(2009.3)「川崎市の都市社会変化と税收構造」『川崎都市白書 第2版』によると、
- 課税所得者の平均所得(2006年)は、全国値339万円、川崎市全域405万円と高い。しかし、川崎市内で高い区は麻生区520万円、宮前区472万円、低い区は幸区344万円、川崎区293万円と、ばらつきがある。
- 生産年齢の単独世帯比率は、全国値21.59%、川崎市全域34.05%と高い。特に、中原区43.02%、多摩区40.63%と高く、最低の麻生区でも24.50%の高さである。
- 川崎市には、二つの異なったタイプの住民・企業が居住・活動している。タイプの異なる酒は別の器に入れるべきだが、時にはブレンドも必要ではないか。

# 課税対象者の平均所得(2006)

百万円



# 生産年齢単独世帯比率



## 参考文献

- 原田博夫、マウジダ・アブドワイト(2007.3)「川崎市の税収構造—全国値との比較」『新産業政策研究かわさき』川崎市産業振興財団新産業政策研究所、第5号、pp.219-232。
- 原田博夫(2007.7)「川崎税収構造の問題点と課題」『川崎都市白書—未来創造都市・川崎—』専修大学社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第2編第1章第3節、pp.67-75。
- 原田博夫、阿部史郎(2009.3)「川崎市の都市社会変化と税収構造」『川崎都市白書 第2版 —イノベーション先進都市・川崎をめざして—』専修大学社会知性開発研究センター／都市政策研究センター、第Ⅱ部第1篇第3章、pp.63-75。
- 総務省(2017.7)『平成29年版 地方財政白書ビジュアル版(平成27年度決算)』